

令和3年度第26回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年5月17日（月）8：40～9：30

会場：庁議・来賓室

出席者 牧野市長、相山副市長、中峰教育長、市立病院三好副院長
中館総務部長、藪中市民自治部長、田中健康福祉部長、鴻野経済部長、千葉建設水道部長
三上生涯学習部長、東川経営管理部長、柳消防長、半澤総務課長、丸財政課長、大橋企画課長
庶務：藪中福祉課長、瀧上こども・子育て応援課長

協議事項

1. 北海道における緊急事態宣言の対応について

(1) 情報共有

対象区域：「措置区域」

期 間：令和3年5月16日（日）～5月31日（月）

要請内容：不要不急の外出や移動を控える。※市内においても外出自粛

不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

「黙食」の実践、他（資料5のとおり）

(2) 市民への注意喚起

ホームページ等で周知する。（市民自治部）

報道機関への公表は施設の状況をとりとまとめ、17日中に行う。（健康福祉部長）

(3) 飲食店への周知

17日夜以降、個別対応（周知）する予定。（経済部）

(4) イベントの確認

- ・高校野球（ふどう球場）決勝戦～感染対策を万全にして実施可能とする。
- ・テニス（5/22、23）、陸上（5/20～23）高体連支部大会～延期できないもの、上につながる大会であることから、感染対策をとりながら実施可能とする。
- ・野球大会～軟式野球連盟に延期等について協力要請を行っていく。（教育委員会）

(5) 事業者への周知

- ・観光施設、宿泊施設～北海道の要請に基づき対応していただく。
- ・合宿関連～万全な体制で受け入れていく方向で検討する。
- ・羊と雲の丘ライトアップ～消灯
- ・道の駅の広告灯～統一した見解を国に確認する。（経済部）
⇒今回の宣言内容の対象外として扱ってよい旨回答があったため消灯しない。

(6) 学校の対応

- ・運動会～延期または縮小して実施する。
- ・部活動・少年団活動～原則休止するが、学校が必要と判断する場合は、万全な感染防止対策を行い実施することも可能とする。

(7) 公共施設等の対応

- ・いきいき健康センター～19日から休館
- ・ぶらっと～利用可（市民限定とする。）、サウナは休止
- ・児童館～一般来館を休止する。放課後児童クラブは通常どおり実施する。
少年団活動等でランドセル来館する場合は児童館に申し出が必要。
- ・陸上競技場、野球場、テニスコート～児童・生徒の部活動など、利用者及び利用目的を限定して利用を認める。利用には教育委員会に申し出が必要。
特定措置区域からの利用は認めない。
- ・文化センター、サンライズホール～休館（目的等、内容によって許可することも検討する）
- ・博物館～休館中
- ・図書館～休館（本の貸し出しのみ実施）

(その他)

- ・各種行事～どうしても実施しなければならないと判断したもののみ実施する。
- ・職場への出勤については、休暇取得の促進等についてアナウンスしていく。（総務部）
- ・出張～中止（どうしても必要なものは可）

2. その他

特になし